資料3

## 議題３　施設の駐車場利用について（春日井市提出）

| 市名 | 回答 | | |
|---|---|---|---|
| | （1）行政財産目的外使用としているか | （2）【目的外使用としている場合】使用料の算定方法 | （3）【目的外使用としていない場合】どのように対応しているか |
| 名古屋市 | している | 土地の適正な評価額に1000分の3を乗じて得た額を下らない額を算定する。 | 名古屋市公有財産使用許可及び貸付事務取扱要綱により、清掃、管理等を委託した場合、清掃、管理等の業務のための車両の駐車については当該委託契約に定めた場合においては使用許可を不要としている。（出勤のための自家用車の駐車については、上記の目的外使用許可で対応。） |
| 豊橋市 | していない | | ・当該施設の駐車場を使用していない。 |
| 岡崎市 | している | １台あたり屋外2,080円/月、屋内4,180円/月としている。 | |
| 一宮市 | していない | | 市役所本庁舎の場合は、来庁者の駐車を優先するため、周辺の民間駐車場を利用するよう案内している。 |
| 瀬戸市 | していない | | 「瀬戸市職員等の市施設における通勤用自動車の駐車に関する要綱」に基づき、基本の月額利用料を5,000円として徴収している。ただし、市街化調整区域にあり、最も経済的かつ合理的と認められる通常経路及び方法により算出した鉄道駅からの距離に応じて減免する場合がある。 |
| 半田市 | している | 隣接する職員駐車場と同等の扱いとし、１月あたり１台分1,500円としている。 | |
| 春日井市 | している | １月の使用料＝１日あたり利用する台数×１台あたりの１か月分の使用料<br>※(例)５人の従業員のうち１日あたり３人が出勤し駐車場を利用する場合、３台×１台あたりの１か月分の使用料で計算 | |
| 豊川市 | している（一宮支所の水道委託業者） | 駐車利用する車両台数×１月の使用料（4,000円または2,000円）<br>※豊川市の市施設内における通勤用自動車の駐車に関する要綱を基に算出 | |
| 津島市 | していない | | １人１月1,000円（職員と同額）を徴収している |
| 碧南市 | していない | | 事業者の従業員は、市職員駐車場（行政財産又は借地）を使用することとし、市職員と同様、月額８００円／台（職員と同様）の負担金を徴収している。 |
| 刈谷市 | していない | | 使用料は徴収しておらず、会計年度任用職員と同じ駐車場を利用。 |
| 豊田市 | していない | | 本庁舎に常駐する事業者の従業員駐車場については、事業者が用意することとして駐車場の使用を認めていない。ただし、営業担当者の事務連絡などの一時利用については、本庁舎駐車場を利用し、市が減免をしている。 |
| 安城市 | していない | | 特に対応していない |
| 西尾市 | していない | | 事業者の従業員が職員駐車場を使用する場合、１か月800円を徴収している。 |
| 蒲郡市 | していない | | 職員駐車場を無償で使用させている |
| 犬山市 | していない | | 一部では委託料より控除している。 |
| 常滑市 | している | 使用料の徴収はしていない | |
| 江南市 | していない | | 特に配慮・対応していない |
| 小牧市 | している | 貴市と同様に１日の駐車場利用台数×月額料金で算定している<br>（月額2,620円／台） | |
| 稲沢市 | していない | | 特に対応していない |
| 新城市 | していない | | 来庁者の支障にならない箇所にとめてもらうよう、業者に依頼している。 |
| 東海市 | していない | | 本市の駐車場は公園や近隣施設との併用駐車場であり、来庁者や公園利用者、職員等も含めて使用料を徴収しておらず、清掃を始めとする委託業者においても、使用料を徴収していない。 |

**資料3**

## 議題３　施設の駐車場利用について（春日井市提出）

| 市名 | 回答 | | |
|---|---|---|---|
| | （1）行政財産目的外使用としているか | （2）【目的外使用としている場合】使用料の算定方法 | （3）【目的外使用としていない場合】どのように対応しているか |
| 大　府　市 | していない | | 各事業所ごとに1台のみ市庁舎の駐車場を使用させている。駐車場貸付契約を締結し、1台：5175円／月　徴収している。金額は駐車場が借地のため借地料と同額の試算にしている。 |
| 知　多　市 | していない | | 施設の駐車場を利用してもらうため、駐車場使用料等を設計に含んでいない。 |
| 知　立　市 | していない | | 施設管理業者からは駐車場使用料を徴収していない |
| 尾 張 旭 市 | していない | | 駐車場の使用許可申請書に対し許可証を発行し対応している。<br>使用料は特に徴収していない。 |
| 高　浜　市 | していない | | |
| 岩　倉　市 | していない | | 市の施設の駐車場は、利用者のための駐車場と考えているため、使用しないようお願いしています。 |
| 豊　明　市 | していない | | 支障の少ない場所に駐車させている |
| 日　進　市 | していない | | 日進市の施設等における通勤用自動車の駐車に関する内規に基づき徴収している。徴収に該当する場合は、月額<br>3,350円 |
| 田　原　市 | していない | | 来庁者用駐車場に駐車してもらっている。（駐車料金はかからない） |
| 愛　西　市 | していない | | 駐車場料金として月額千円を職員と同様に請求している。 |
| 清　須　市 | していない | － | 職員駐車場の一部を利用することとしている。職員優先であり、施設によっては離れた位置になる可能性もあるため使用料を徴収しないことを示して入札を行う。ただし、夜間警備等、緊急時に対応が必要となる者は近くの駐車場を利用する。 |
| 北名古屋市 | していない | ― | 特に対応していない。 |
| 弥　富　市 | していない | | 無料 |
| みよし市 | していない | | 施設清掃管理委託については、駐車場含め業務に必要となる場所を市側で用意する形としている |
| あ　ま　市 | していない | | 事業者車両の駐車については、駐車料を求めていない。 |
| 長 久 手 市 | している | １月あたり、１日に駐車利用する車両台数×１月の使用料を徴収している | |